伊豆の国市地域公共交通基本計画の策定について

1 基本方針

本市の公共交通の課題等を解消し、地域特性に合った効果的かつ持続可能な公共交通の 実現に必要な取組について基本的な方針を定め、計画的に推進するため、「伊豆の国市地 域公共交通基本計画」を策定する。

2 背景

現在、我が国では、少子高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、中心市街地の衰退等、 大きな社会経済的変化が生じており、その影響が顕在化しつつある。

特に都市部から離れた周辺地域においては、社会的活況の低下による影響もあって人口の減少に歯止めが立たず潜在的な課題となっている。

このような中、各自治体や地域では、住民生活の快適性の向上と定住人口の増加を目標に掲げたまちづくりへの取組が進められているが、日常生活に直結する交通基盤の整備においては、自家用乗用車が世帯に1台以上の割合で普及するといった現在、利用に制約が生じる鉄道やバスといった公共交通の利用は著しく減少しており、その状況は厳しさを増してきている。

本市においても、公共交通の利用者減少に伴う事業の縮小や廃止が行われ、路線バスが運行しない「交通空白地域」の拡大や運行便数の減便等により、結果的に利用者にとって不便なものとなったうえ、さらに利用者が減少するという悪循環に陥っている。

以上のような社会的現状において、子どもや高齢者といった「交通移動弱者」の移動 手段の確保や負担の低減、また環境負荷の低減と地域コミュニティの活性化等、地域にお ける公共交通に対するニーズと果たす役割の重要性が高まっている。

3 課題

(1) 既存交通関連施策の現状

本市の自主運行バスや生活支援バスは、小中学校の統廃合により通学距離が遠距離となった地域の児童生徒の通学手段の確保や、市街地から離れた山間地等の地域住民の日常生活における移動手段の確保を主な目的として運行している。

また、自主運行バスや生活支援バスといった定路定期バスの運行以外にも、遠距離通学児童の通学費助成や下校時搬送といった通学支援、公共交通を利用することが困難な高齢者や障がい者を福祉車両で搬送する外出支援サービス、高齢者等の生活圏の拡大と社会参加の促進を目的としたタクシー・バス利用券の配布など、住民の移動の確保や支援に関する施策を教育や福祉施策として実施している。

さらに、観光面では、世界遺産登録を目指している「韮山反射炉」や、国指定重要 文化財の「江川邸」、本市の重要な観光資源である温泉街等への来訪者の移動手段の確 保についても、今後は検討が必要である。 平成 26 年 5 月 29 日伊豆の国市地域公共交通会議

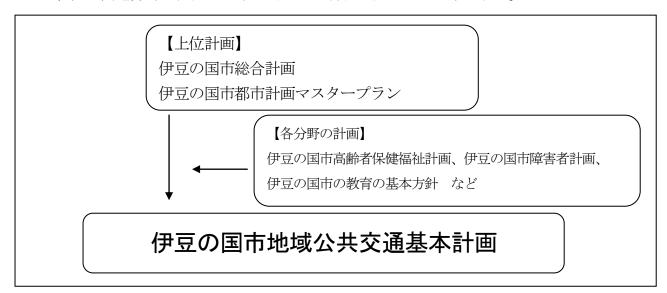
これらの施策は、それぞれの所管部署で利用者の要望や市の財政状況等を踏まえて 見直しや変更を行っているが、まちづくり全体の視点から、計画的な施策の推進が行 われておらずサービスの不均衡や重複、ニーズとの乖離が生じている。

4 計画の目的

地域特性に合った効果的かつ持続可能な公共交通を実現するため。

5 計画の位置付け

この計画は、伊豆の国市総合計画及び伊豆の国市都市計画マスタープランを上位計画として、他の関連分野の計画や基本方針との整合性を図りながら策定する。



6 計画に定める事項

- (1) 計画の概要
- (2) 本市の現況整理
- (3) 本市の公共交通の実態と市民ニーズの把握
- (4) 本市における地域公共交通ネットワーク
- (5) 今後の方向性・施策展開 等

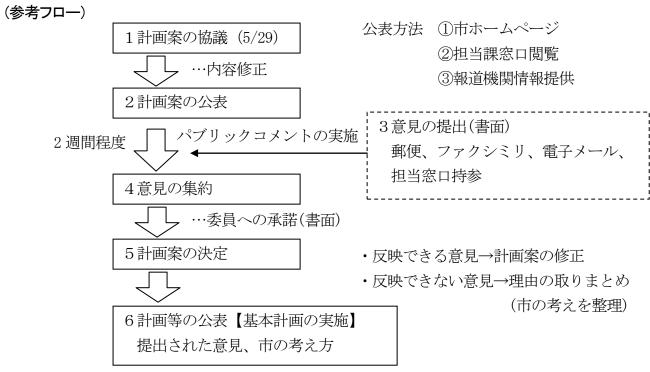
7 計画の策定

計画策定にあたっては、既存の交通関連施策の現状や住民アンケート等の結果を踏まえ、伊豆の国市地域公共交通会議設置要綱に基づき、同会議において協議する。

8 基本計画策定の時期

平成26年度7月の策定を予定

9 今後のスケジュール



(参考説明)

1. パブリックコメントとは

計画や条例など市の政策を作る時に、その内容等を公表し、市民から提出された意見を参考にして、意思決定を行う手続です。また、提出された意見の概要と市の考え方も同時に公表するものです。

- ※基本計画の賛否を問うために行うものではありません。
- 2. 公表の方法

公表は、市ホームページや担当窓口での公表、閲覧により行います。

- ※意見提出者への個別回答はしません。
- 3. 意見の提出期間

案の公表の日から、2週間程度の期間を設けます。

- 4. 意見の提出方法
 - (1)指定する場所への書面の提出(政策推進課)
 - (2)郵便
 - (3)ファクシミリ
 - (4)電子メール
 - ※意見の提出の際は、提出者の住所、氏名、連絡先、提出者の属性(市内在勤等)等を記載するものとし、明記すべき事項については、意見の募集の際に明示します。(別紙参照)
 - ※電話など口頭による意見の申出は、趣旨等内容が不明確になる恐れがあるため受け付けません。

【参考1】第1次伊豆の国市総合計画について

第1次伊豆の国市総合計画は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、平成19年3月に策定したもので、平成19~28年度までの10年間を計画期間としている。

なお、10年間を前期(平成19~23年度)、後期(24年度~28年度)に分けて基本 計画を策定している。

地方自治法第2条第4項※

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域 における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これ に即して行なうようにしなければならない。

※ただし平成23年5月2日の法改正により当該条項は削除

基本構想

1 将来像

「自然を守り、文化を育む、魅力ある温泉健康都市」

2 まちづくりの基本理念

「将来像」を実現するための姿勢、行動の根本的な考え「共生と交流」、「活力と創造」、「自立と協働」

3 将来像実現のための戦略

- 戦略1「伊豆半島交流軸の構築」
- 戦略2「狩野川流域生活圏の一体化」
- 戦略3「安全、安心、健康のまちづくり」

4 まちづくりの基本方針

「将来像」を実現するため、「まちづくりの基本理念」を踏まえ、次の「まちづくりの基本方針」を掲げる。

- (1)「美しい自然に恵まれた、快適な空間のまち」をつくる(自然・環境)
- (2)「生き生き働く、活気に満ちた産業のあるまち」をつくる(産業・経済・労働)
- (3)「未来を担う人を育み、豊かな歴史・文化を築くまち」をつくる(教育・歴史・文化)
- (4)「だれでもすこやか、元気に生きるまち」をつくる(健康・福祉)
- 」 (5)「住みたい、訪れたい、にぎわいのあるまち」をつくる(都市基盤・生活環 境)
 - (6)「みんなが主役、明日に向かって進むまち」をつくる(行政運営・市民参加)

平成 26 年 5 月 29 日伊豆の国市地域公共交通会議

5 施策の大綱及び主要施策

- (5)「住みたい、訪れたい、にぎわいのあるまち」 施策の大綱
 - ① 快適で安全な道路環境の充実
 - ② 市の一体化を進める公共交通機関の充実主要施策
 - * 鉄道輸送環境の充実
 - * 新たな公共交通体系の形成 ←交通基本計画に基づき施行
 - ③ 情報ネットワークの整備
 - ④ 快適な都市の形成
 - ⑤ 安全で安心な水の流れる環境づくり
 - ⑥ 災害・危機に強いまちづくり
 - ⑦ 身近な地域の安全確保
 - ⑧ にぎわいを生む市民の交流

【参考2】伊豆の国市都市計画マスタープランについて

市町村の都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 における「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、「市町村が定める都市計画はこの基本方針に即したものでなければならない」と規定されている。

伊豆の国市都市計画マスタープランは、本市における今後の都市将来像や土地利用の基本方向、都市施設(道路・下水道・公園等)の整備方針を明確化し、各種の都市計画を定めていくための総合的なガイドプランとなるもので、平成22年度から平成41年度までを計画期間としている。

1 まちづくりの理念

自然や歴史と共生する活力ある健康都市"伊豆の国"

2 まちづくりの目標

まちづくりの理念を実現するために次の6つの目標を設定

- ◆自然を活かした、快適なまちづくり
- ◆産業が振興し活気あふれるまちづくり
- ◆地域の歴史と文化を生かしたまちづくり
- ◆健康で心豊かなまちづくり
- ◆だれもが安全で安心に暮らせるまちづくり
- ◆市民とともに歩むまちづくり

「だれもが安全で安心に暮らせるまちづくり」

防災・防犯対策を強化し、災害に強く誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり を進めます。

また、日常生活の利便性向上を図る道路・公園等の都市基盤や公共交通網の整備・設置を検討するとともに、ユニバーサルデザインの導入を推進し、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めます。



平成 26 年 5 月 29 日伊豆の国市地域公共交通会議

伊豆の国市地域公共交通基本計画 (案) パブリックコメント手続意見書

住	所(必須項目)		
氏	名(必須項目)		
年	齢		
性	別		
職	業		
電話番号			
E-mail			

意見記入欄

該当ページ	意見・提言					

提出先:伊豆の国市市長戦略部政策推進課 (提出締切日 平成 26 年 月 日)